

様式第13号 (第13条関係)

情報公開審査会 諮問書

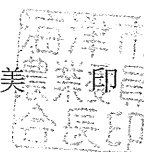
農委第387号

令和2年3月27日

海津市情報公開審査会会長 様

海津市農業委員会

会長 馬場 政 美



海津市情報公開条例に基づく決定について、次のとおり審査請求がありましたので、同条例第20条第1項の規定により諮問します。

公文書の件名 又は内容	(平成18年以降現在までの間) 海津市内において、残土が不法投棄されたとか不適切に堆積されたなどとして、海津市に対処を求めたすべての案件に関する情報
審査請求に係る決定の内容	公文書部分開示 ・開示をしない部分 関係者の個人情報及び法人その他の団体に関する情報 条例第7条第2号及び第3号に該当 (理由) 当該事業に関する情報を公にすることにより、権利利益を害するおそれがあるため。
審査請求年月日	令和2年2月10日(月)
審査請求の趣旨及び理由	(審査請求の趣旨) ・部分開示決定の取消 (審査請求の理由) ・不開示の理由がないにもかかわらず、不開示としたもので違法な処分であるから取り消されるべきである。 ・非開示部分は、個人と法人が特定できる固有名詞に限らず、関連情報まで広く非開示にしている。 ・非開示箇所ごとに、非開示理由を付しておらず、この点でも理由不備の決定であり、違法な決定である。
担当課	産業経済部 農林振興課 (電話番号 0584-53-1351 内線 2262)
備考	

